

○水海道市を常総市に改めることに伴う条例等の整備 に関する条例

〔平成17年10月27日〕
常総衛生組合条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、合併により水海道市を常総市に改めることに伴い、現に効力を有する条例、規則、規程、訓令（以下「既存の条例等」という。）の整備に関し、必要な措置を定めることを目的とする。

(改正)

第2条 既存の条例等中「水海道市」を「常総市」に改める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。